

## 公益社団法人 おおさき青年会議所 慶弔規程

第 1 条 会員に次の事由があるときは、理事長は、祝い金若しくは同等金額の記念品を贈ることができる。

① 正会員の結婚 10,000 円

2 前項のほか、必要と認められたときは、理事会の承認によりこれを決定することができる。

第 2 条 会員に次の事由があるときは、理事長は、遺族へ弔電をおくり、弔意金若しくは同等金額の供物にて、弔意を表すものとする。

① 正会員の死亡 10,000 円

② 正会員の両親、配偶者もしくは子の死亡 5,000 円

③ 特別会員の死亡 5,000 円

④ 特別会員の両親の死亡 5,000 円

⑤ 賛助会員の死亡 5,000 円

⑥ 賛助会員の両親の死亡 5,000 円

2 前項のほか、必要と認められたときは、理事会の承認によりこれを決定することができる。

### 第 3 条 (細則)

本規程の施行に関する細則は、理事会の議決をもって定める。

### 付 則

1. 本規程の変更は、一般社団・財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 本付則は、本規程の変更の施行後、削除する。

本規程は平成 25 年 1 月 4 日から施行する。